

謝金規定

(趣旨)

第1条 この規程は、この法人の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師及び座長、派遣業務に対する謝金及び原稿料、査読料等とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、この法人が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義に対して支払う。

(座長謝金)

第4条 座長謝金は、この法人が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義に対して支払う。

(派遣業務謝金)

第5条 派遣業務謝金とは、官公庁、学校、会社等より作業療法士派遣要請があり、この法人がその派遣事業を行う場合に対して支払う。

(原稿料など)

第6条 原稿料等は、この法人が発行する出版物の原稿料等に対して支払う。

(査読料など)

第7条 査読料は、この法人が発行する出版物の論文の査読に対して支払う。

(謝金の額)

第8条 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。但し学会及び公開講座等における特別講演等についてはその都度理事会で定める。

2 座長謝金の基準額は、別表2と別表3に掲げる。

3 派遣業務謝金額は、半日 5,000 円とする。

4 原稿料等の謝金額は、特集 25,000 円、連載 10,000 円とする。

5 査読料の謝金額は、1 編 3,000 円とする。

6 前5項に該当しないもの及び支払基準額を超える場合については、その都度理事会で定める。

附則1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成21年4月1日改定

3 平成25年7月6日改定

4 平成30年4月1日改定

5 令和2年7月8日改定

(表 1) 講師謝金支払基準

支 払 対 象 区 分			1 時間あたり 支払額 (税込)
講師 基準	A	大学教授、官公庁部局長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	13,000 円
	B	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)、認定・専門作業療法士	11,500 円
	C	大学講師・短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者、作業療法士等(a)	10,000 円
	D	大学助教、大学助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者、作業療法士等(b)	9,000 円
1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。 2. (a)は、資格取得後 15 年以上の者、(b)は、それ以外の者とする。 3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。 4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。 5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。			

(表 2) 座長 (学会の特別講演・教育講演、公開講座) 謝金支払基準

支 払 対 象 区 分			1 時間あたり 支払額 (税込)
座長 基準	A	大学教授、官公庁部局長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	4,000 円
	B	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)、認定・専門作業療法士	3,500 円
	C	大学講師・短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者、作業療法士等(a)	3,000 円
	D	大学助教、大学助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者、作業療法士等(b)	2,500 円
1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。 2. (a)は、資格取得後 15 年以上の者、(b)は、それ以外の者とする。 3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。 4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。 5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。			

(表 3) 座長 (表 2 以外) 謝金支払基準

支 払 対 象 区 分	支払額 (税込)
現職者共通研修「10. 事例報告」	1 症例につき 500 円
MTDLP 事例検討のファシリテーター	1 症例につき 1,000 円